

## 夫婦間における婚姻費用分担合意の無効確認を求める訴えの利益

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 9 月 4 日

【事件番号】 令和 6 年（受）第 239 号

【事件名】 婚姻費用の合意無効確認請求事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 民事訴訟法 134 条の 2

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574514

東洋大学准教授 春日川路子

### 事実の概要

平成 19 年 12 月に婚姻した原告（控訴人、被上告人）と被告（被控訴人、上告人）は、2 人の子供たちと生活していたものの、平成 28 年から別居に至った。子供たちは原告とともに暮らすことになった。平成 29 年 1 月に原告と被告は、被告が原告に生活費として月額 16 万円を支払うことにつき合意した（以下、本件合意という）。被告は令和 4 年 8 月までの間、毎月 16 万円を支払った。

被告による離婚訴訟が請求棄却に終わった後の令和 2 年 11 月に、原告は、東京家裁立川支部に、被告を相手方とする婚姻費用分担審判を申し立て、令和 4 年 9 月 9 日に審判がされた（以下、本件審判とする）。それは、被告に対して（1）令和 2 年 11 月から令和 4 年 8 月までの未払いの婚姻費用 284 万円を支払うこと、および（2）同年 9 月から当事者の離婚又は別居状態の解消に至るまでの婚姻費用として 1 か月 29 万円を支払うことを命じる内容だった。理由として、本件合意は被告の当時の年収につき実際の額よりも低廉な額を前提としており、これは本件合意に基づく婚姻費用の分担額を変更すべき事情に当たり、上記申立てがなされた令和 2 年 11 月以降の上記分担額を改めるべきことが挙げられた。原告は、本件合意がされてから、婚姻費用分担の申立てがなされるまでの期間における婚姻費用につき、本件合意に基づく分担額よりも多額の分担額を形成する審判の申立てを予定しておりその前提になるとして、本件合意の無効確認を求める訴えを提起した。

第一審（東京地判令 5・3・16）は、本件訴えは本件合意の無効という、過去の法律関係の確認を求めるものとし、本件合意の無効を確認しても婚姻費用の分担内容についての争いが終結しないことから、当該合意無効は確認の利益を欠くとして訴えを却下した。原審（東京高判令 5・9・27）は、本件合意という過去の法律関係の存否を確定することを求める確認の訴えであるとした上で、夫婦の間に婚姻費用の分担の内容を定める合意（以下「婚姻費用合意」という）が有効に成立した後は、婚姻費用の分担内容は婚姻費用合意によることとなり、家庭裁判所は事情の変更が生じたと認められない限り、婚姻費用分担の審判はできない、婚姻費用分担審判の手続で婚姻費用合意と異なる分担の内容の形成を求める場合には、これに先立ち、民事訴訟で婚姻費用合意が無効であることを確定することが紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要であるとして、確認の利益を認めて、第一審判決を取り消し差し戻した。これに対して被告が上告と上告受理の申立てを行った。

### 判決の要旨

「過去の法律関係であっても、それを確定することが現在の法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要と認められる場合には、その存否の確認を求める訴えは確認の利益があるものとして許容される（最高裁昭和 44 年（オ）第 719 号同 47 年 11 月 9 日第一小法廷判決・民集 26 卷 9 号 1513 頁、最高裁平成 3 年（オ）第

252号同7年3月7日第三小法廷判決・民集49巻3号893頁参照)。

そこで検討するに、婚姻費用の分担義務は、夫婦の生活の経済的な安定に関わるものである一方、その時々で変動する夫婦の収入、生活状況等の影響を受け得るものであることに照らすと、婚姻費用の分担の内容は、婚姻費用合意によって、以後、固定されるものではなく、適時に新たな形成があり得るものである。このため、婚姻費用分担審判の手続において、婚姻費用合意が有効に成立したか否かが争われるとともに、婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することを求める旨の主張がされた場合、家庭裁判所は、婚姻費用合意の存否、効力及び内容のみならず、夫婦の収入、生活状況等の一切の事情も踏まえ、婚姻費用の分担額やその支払の始期等を検討し、婚姻費用の分担の内容を新たに形成する審判をすることになる。そうすると、別途民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かが確定されていないからといって、家庭裁判所が婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することが妨げられるわけではない(なお、上記の場合において、当事者が、婚姻費用合意が有効に成立したとしてもこれと異なる分担額を形成するよう主張しているときは、家庭裁判所は、審理の結果、婚姻費用合意に基づく分担額を改めるべき事情がないとの結論に達したとしても、申立てを不適法却下することなく、当該分担額と同額の分担額を新たに形成する審判をすることができる。)。また、婚姻費用の分担の内容の形成をすることができない民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かのみ確認することをあえて認めるすれば、家庭裁判所がその帰すうを待つことになり、夫婦の生活の経済的な安定のため適時に審判によってされるべき婚姻費用の分担の内容の形成が遅滞することになりかねない。したがって、婚姻費用合意が有効に成立したか否かについて別途確認の訴えをもって争うことを認める必要があるとはいえない、これを認めることが適切であるともいえない。

以上によれば、婚姻費用合意が有効に成立したか否かを民事訴訟で確認することが、婚姻費用の分担の内容に係る紛争の直接かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要であるとはいえない。

したがって、夫婦間における婚姻費用合意の無効確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものと

して不適法であるというべきである。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

婚姻費用は、一般に夫婦と未成熟子も含めた婚姻共同生活を営む上で必要な一切の費用をその内容として、具体的な範囲は、夫婦の資産や収入、その他一切の事情を考慮して定まる<sup>1)</sup>。この分担内容について、夫婦間で合意による規律が成立しない場合に、合意に代わる規律を形成するのが家庭裁判所の審判だとすれば<sup>2)</sup>、合意がある以上は審判はなされないと理解もありうる。しかし本判決においては、合意があってもそれが有効に成立したかが争われ、かつ、合意と異なる分担内容の形成を求める場合には、家庭裁判所は一切の事情も踏まえ、審判により、婚姻費用の分担内容を新たに形成する審判をすると判断された。夫婦間での合意と家庭裁判所の審判の関係についてのこうした理解を前提として、本判決は、本件合意の無効確認の訴えについては、訴えの利益は認められないとの結論を示した。

### 二 先行する判例と学説

最大決昭40・6・30民集19巻4号1114頁は、「……婚姻費用分担にかかる処分は、婚姻から生ずる費用の分担額を具体的に形成決定し、その給付を命ずる裁判であって、家庭裁判所は夫婦の資産、収入その他一切の事情を考慮して、後見的立場から、合目的的見地に立って裁量権を行使して、その具体的分担額を決定するもので、その性質は非訟の裁判である」とし、婚姻費用分担に関する審判は、その前提たる費用負担義務の存否を終局的に確定するものではなく、扶養負担義務そのものに関する争いである限り、別に通常訴訟によることが閉ざされているわけではないとして、憲法82条、32条に違反しないと結論づける(補足意見、意見がある)。加えて過去の婚姻費用についても、「家庭裁判所が婚姻費用の分担額を決定するに当たり、過去に遡つて、その額を形成決定することが許されない理由はなく、所論の如く将来に対する婚姻費用の分担のみを命じ得るに過ぎないと解すべき何らの根拠はない」と判断した。

婚姻費用の具体的分担は、夫婦間の協議により、協議で定めることができない場合には、家庭裁判

所の審判により定まり、審判では具体的な金銭の支払義務として、婚姻費用の分担額の給付が命じられる<sup>3)</sup>。夫婦間の協議（合意）と手続の関係について、最大決昭和40年への論評を通じて示された見解がみられる<sup>4)</sup>。協議により扶養の程度・方法が定められたときは、任意履行がない場合に履行強制のために、義務者を被告として扶養支払請求訴訟を提起しうるとの立場<sup>5)</sup>や、すでに債務名義がある場合を除き、合意の有効性について争いがある場合は、なお協議が調っていないとして家庭裁判所の審判によるべきとの立場<sup>6)</sup>もある。

確認の訴えでは、紛争の直接の対象である現在の法律関係について確認を求めるのが適当であるとされるものの、基本となる法律関係を確定することが紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合には、そうした法律関係の存否の確認を求める訴えは確認の利益があるものと認められる。最判昭47・11・9民集26巻9号1513頁は、学校法人の理事会等の決議が理事らの選任ないし互選、それらの者の辞任の承認等を内容とする場合に、決議の効力の疑義が存するときは、決議に基づくこれらの役員の地位について争いを生じ、理事会等の成立など派生する法律関係について連鎖的に紛争が生じるのであり、このような場合には決議自体の効力を確定することが、紛争の抜本的解決のため適切かつ必要な手段であるとして、確認の訴えの利益があると判断した。最判平7・3・7民集49巻3号893頁は、最判昭和47年の判断枠組みを用いて、ある財産が特別受益に当たるかどうかの確定につき、確認の訴えの利益を認めなかった。

### 三 検討

婚姻費用の分担内容の具体的形成は家事事件手続によりなされ、合意の成否については民事訴訟手続により判断される<sup>7)</sup>ものの、本件合意という過去の法律行為が有効に成立したか否かを民事訴訟で確認することが紛争解決のために意味があるのかが問題とされた。

婚姻費用の分担について具体的な内容を形成するには、夫婦間の協議（合意）または家庭裁判所の審判のどちらかによる必要がある。婚姻費用合意無効の訴えが提起され、訴訟手続で本件合意が無効と判断されれば、同じ手続で分担内容の形成ま

ではできず、別途協議（合意）をなすか、もしくは家庭裁判所の審判が必要となる。よって本件確認の訴えのみでは、婚姻費用の分担内容に係る紛争を直接かつ抜本的には解決できない。これに加えて、審判の場合に家庭裁判所が確認の訴えの結果が出るのを待つ必要があるとすると、審判手続が遅滞することも考えられる。したがって、民事訴訟で本件合意の効力を確定することが、本件の婚姻費用の分担内容に係る紛争を解決するために最も適切かつ有効ともいえない。

本件と同様に審判事件も関係する事件であった最判平成7年について、既判力をもって特別受益財産であるかが判断されないと遺産分割をめぐる紛争の蒸し返しの可能性があると指摘し、「審判につき既判力否定説をとる限り、特別受益財産の確定は相続財産の確定につながるという点で即時確定の利益がある」とする見解もある<sup>8)</sup>。しかし遺産分割と婚姻費用の支払いとは紛争が異なる。遺産分割はそれがなされると共同相続人の共有状態にあった遺産の帰属先が決まり、各共同相続人の単独所有となるものである<sup>9)</sup>。いわば一回的であり、こうした紛争については、蒸し返しを回避する意義も想定される。それに対して、婚姻費用の分担内容が定まりそれに基づいてなされる婚姻費用の支払いは、離婚又は別居状態の解消に至るまで問題となり、反復継続するものである。既判力をもって合意が有効に成立したかが判断されようがされまいが、婚姻費用の分担内容は、本判決により示されたように家庭裁判所によって新たに形成されることもあり、また基礎となった事情に変更が生じた場合には変更の審判の申立ても考えられ、状況に応じた分担内容であることが望ましい場合もありうる。さらに本件のような合意の無効確認の訴えの場合には、合意が無効と判断されれば、分担内容を形成するものが存在しなくなり、その点で婚姻費用をめぐる紛争の終結が後退するようにも見える。したがってこうした見解によるとしても、本件のような確認の訴えについて、即時確定の利益を認めるることはできないと考えられる。なお事案は異なるものの、合意の有効を前提に婚姻費用の支払いを実現したいのであれば、給付の訴えのほうが有効といえ<sup>10)</sup>、やはり確認の利益は認められないこととなる。

### 四 本判決の課題

本判決では、家庭裁判所が婚姻費用分担審判の手続でどのような内容を取り扱い審判するかが詳細に示された。本件の確認の訴えにつき判断をなすには、どのようにして婚姻費用の分担内容に係る紛争が解決に至るかとともに、そこで民事訴訟の確認の訴えがどのような役割を果たしうるかについて、具体的な手続を示す必要があった。そのため確認の利益の判断のなかで、ここまで詳細に婚姻費用分担審判の手続が示されたと考えられる。加えて離婚後の子の監護費用（養育費）の支払いを求める事件でも、民事訴訟によるか家庭裁判所の審判によるかが問題とされた事件もある。婚姻費用のように家族が生活していくため必要とされる金銭は、確実に支払われる必要があり、そのための手続も利用する者にとってできる限り使いやすくあるべきである。本判決により、家庭裁判所の手続によることとなる事案の一端が明らかにされ、手続選択の基準が一段と明確になった。

本判決のいう新たな形成と、婚姻費用の分担内容についての事情の変更による取消・変更（家事事件手続法別表2第10号の類推適用）は区別される。まず事情の変更は、実体法上の事情変更の原則、あるいは、民法880条の類推適用が根拠として挙げられ、時間が経過することにより従前の定めをなした協議や審判の基礎となった事情が変更した場合を取り扱い、申立人としても変更の審判を求めるものである<sup>11)</sup>。対して新たな形成は、婚姻費用分担審判の申立てと異なるところはなく民法760条を根拠にすると解されることから、基礎となった事情が変更したことは要求されない。ただし申立人は、合意の有効性を争うと同時に、合意された内容とは異なる分担内容の形成を求めることとなる。

さらに、家庭裁判所は、婚姻費用の分担額やその支払いの始期等も検討して審判することが明らかにされた。最大決昭和40年もいうように、家庭裁判所は過去にさかのぼって婚姻費用の分担額を形成決定することができると解されるものの、どこまでさかのぼることができるかについては複数の考え方がある<sup>12)</sup>。実務では、あまりにも過去にさかのぼって請求を認めると、扶養を要することを知る機会がなかった義務者に多額の請求がなされ、妥当性を欠く事態も考えられることから、請求時以降とするものが多数とされ<sup>13)</sup>、請求時は調停又は審判の申立てのみならず、その前に事

実上の請求がなされたのであれば、事実上の請求時も含まれるとする<sup>14)</sup>。本事件については、本件合意がなされた時点から、被告は原告が扶養を要することを知っていたのであり、しかも本件合意がなされたとき、被告は当時の年収を正確には伝えていなかったとの事情も見て取れる。本件合意がなされた時までさかのぼっての審判もできたのではなかろうか。

合意に基づく養育費の請求につき判断した東京高決令5年をはじめ、広く家族が生活していくための金銭に関する事件について、重要な判断がなされている。本判決もこうした判断に連なるものの一つと位置づけられる。

### ●—注

- 1) 松岡和久=田中邦博編『新・コンメンタル民法（家族法）』（日本評論社、2021年）59頁【冷水登紀代執筆部分】
- 2) 鈴木忠一「夫婦同居等の審判に対する諸問題」判タ179号7頁。
- 3) 梶村太市=徳田和幸編著『家事事件手続法〔第3版〕』（有斐閣、2016年）322頁【稲田龍樹執筆部分】。
- 4) 説の状況は、吉田欣子「婚姻費用の分担」判タ250号176頁、177頁、若林昌俊「東京地判平元・3・7判批」判タ762号166頁を参照した。
- 5) 養育費について述べたものとして、鈴木禄弥=唄孝一「多数当事者間の扶養関係」中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大系3 親子・親権・後見・扶養』（有斐閣、1979年）465頁。
- 6) 鈴木忠一『非訟・家事事件の研究』（有斐閣、1971年）207頁。
- 7) 小野憲一「東京高決令5・5・25判批」民商160卷5号130頁。
- 8) 石川明「特定財産の特別受益財産性の確認の利益」判タ934号51頁。
- 9) 中川淳=小川富之編『家族法〔第3版〕』（法律文化社、2023年）217頁【板倉集一執筆部分】。
- 10) 合意に基づく養育費の請求は通常民事訴訟においてなすべきであり、合意に基づく養育費支払いを求めてなされた審判申立てを却下したものとして、東京高決令5・5・25家判49号70頁がある。田代雅彦「東京高決令5・5・25（LEX/DB25620340）判批」新・判例解説Watch（法セ増刊）36号143頁を参照した。
- 11) 前掲注3)『家事事件手続法〔第3版〕』330頁。
- 12) 前掲注1)『新・コンメンタル民法（家族法）』61頁。
- 13) 前掲注3)『家事事件手続法〔第3版〕』329頁。
- 14) 松本哲泓『改訂版 婚姻費用・養育費の算定—裁判官の視点にみる算定の実務一』（新日本法規出版、2020年）47頁。